

国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科と東浦町との連携・協力に関する協定書

国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科（以下「甲」という。）及び東浦町（以下「乙」という。）は、相互に発展するための連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が共同研究・受託研究を推進するとともに、教育面において連携し、町政への助言を行うこと等により、もって相互の密接な連携・協力を図り、相互の発展に資することを目的とする。

（連携・協分野）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 乙におけるまちづくり、都市・社会環境等に関する行政施策の立案及び推進に関すること。
- (2) 乙の教育、歴史、文化及び自然を活用した学術研究活動に関すること。
- (3) 相互の人材育成に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な分野における協力に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力において知り得た事項（次に掲げる事項を除く。）を相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

- (1) 提供された時点で既に公知である情報又は提供後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - (3) 提供された時点で既に自らが保有していたことが書面により立証できる情報であるもの
 - (4) 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの
- 2 前項に規定する守秘義務は、この協定の終了後においても継続するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の2箇月前までに甲及び乙のいずれか一方から理由を付した書面による解約の申入れがない場合には、同一条件をもって更に1年間更新するものとし、以後同様とする。

（協議解決）

第5条 この協定に記載のない事項又はこの協定の条項の運用に疑義が生じた事項については、甲及び乙がともに誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲及び乙が各自署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年10月6日

甲 愛知県名古屋市千種区不老町
国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科長

久野 寛

乙 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町
東浦町長

神谷 明彦